

令和2年5月19日

社会福祉法人 青鳥会の  
福祉サービスご利用者  
並びにご家族の皆様

社会福祉法人 青鳥会  
理事長 牧 美輝  
(公印省略)

### 新型コロナウイルス感染症に関する対応について(お知らせ)

向暑の候、皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当法人の各事業所の福祉サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、国の専門家会議において①特定警戒都道府県②感染拡大注意都道府県③感染観察都道府県 3区分に分ける考えが示され、鹿児島県を含む39県が緊急事態宣言解除対象となりました。

当法人におきましても新型コロナウイルス対策委員会をはじめ、各事業所一丸となって各種対策に取り組んでまいりました。ご利用者並びにご家族の皆様にもご不自由、ご心配をおかけいたしました。

今般の緊急事態宣言解除を受け、法人におきましてゴールデンウィーク前に発出しました各対応について、別紙のとおり変更いたしますのでご確認いただきますようお願いいたします。

なお、各事業所における基本的な手洗い、うがい、清掃、消毒については、従前の対応を継続していくとともに、全国、鹿児島県内の感染状況の動向を見ながら対応を検討しつつ、国の専門家会議が提案した「新しい生活様式」を参考にしながら、新しい暮らしかたを事業所での取り組みに根付かせていきます。

今回の取扱いの詳細につきましては、各事業所へ  
お問合せいただきますようお願いいたします。

## 緊急事態宣言解除を受けた法人での確認事項 R2. 5. 18

全国の感染状況と利用者・家族の状況、県内他事業所の状況、法人内各事業所の状況の情報を収集・分析したうえで、5月21日(木)以降の対応を以下のようにします。

項 目	現在の対応	今後の対応の方向性
入所利用者の 外泊・外出等	面会・外出・外泊中止。	⇒解除。自宅等で過ごすことを基本に「三密」の対象となる外食等は控えていただく。帰園時の健康観察必要。体調不良時は帰園を控えていただく。
短期入所の 受け入れ	受け入れを原則、中止。 1カ月程度の連続した短期入所利用提案。	⇒解除。連続した短期入所の利用は解除して通常利用に戻しますが、状況によっては当面の継続は可とします。受け入れ前の健康観察は前提。
日中一時の 受け入れ	入所ブロックでの受け入れ中止。	⇒解除。入所ブロックでの受け入れは再開。利用時間の短縮も戻す。受け入れ前の健康観察は前提
生活介護の 受け入れ	事業所をまたぐ通所利用を中止。入所棟ブロックとゾーンを分ける。	⇒解除。事業所間での調整を経て、事業所をまたぐ通所利用を再開。利用前の健康観察は前提。 ※愛光園の1F、2Fのゾーンニングは当面継続。
放デイ、児発の 受け入れ	国、県からの要請もあり、対策を講じた上で、受け入れ。	⇒継続。学校再開により、通常受け入れ受け入れ前の健康観察は前提
個別支援計画の 説明・同意	文書や電話で内容を説明したうえで、送付で同意いただく。	⇒解除。通常の面談での説明・同意をいただく。
相談支援の 計画説明・同意	新規は訪問が前提のため、受付を中止。計画の説明同意は同上	⇒解除。新規の訪問面談も再開。

※基本的には、法人の新型コロナウイルス対応マニュアルの「フェーズ1」に戻した対応となる。

※利用者・家族に対して、国の専門家会議から提案である「新しい生活様式」を参考にした、行動の自粛協力をお願いします。

※職員の行動指針としては、基本的に「新しい生活様式」を参考にした、行動の自粛を継続する。また、県境を越えての往来や県外からの来訪等については申告、報告は継続する。詳細は、「Q&A Vol. 2」での回答と「新型コロナウイルス対策委員会」での検討を経て、明示する。

※県内で感染が発生して拡大した場合や、鹿児島市内での市中感染が複数件発生した場合は、再度対応を検討する。

※法人の基本方針は以上のとおりであるが、実務的な日程等は各事業所の判断で実施する。